

# 不妊検査費、先進医療費、交通費の 助成事業を実施します



町では赤ちゃんを望む夫婦を応援します！

赤ちゃんは必ずしも希望する時期に授かれるとは限りません。早い時期からご夫婦で妊娠や出産について話し合い、必要な場合には早めに医療機関を受診しませんか。

不妊症の診断のために医師が必要と認めた検査を夫婦で共に受けたら

上限 5万円

保険適用の不妊治療と組合せて先進医療を実施したら

上限 5万円

上記にかかる交通費として

通院1回につき2千円

令和6年4月1日以降に終了した検査・治療が対象です

・・・ 助成が受けられるのは ・・・



- (1) 婚姻している夫婦（事実婚も含む）
- (2) 夫婦ともに町に住所がある
- (3) 同様の助成事業を利用したことがない
- (4) 七ヶ宿町の町税等を滞納していない

※(1)～(4)全てに該当する世帯で、各支援の条件を満たす方

## 不妊検査

- 夫婦の両方が検査を受けている

## 不妊治療（先進医療）

- 治療開始の妻の年齢が43歳未満である
- 保険治療と組合せて実施された先進医療である

## 交通費

- 不妊治療実施医療機関において生殖医療科を受診している

## 助成額と助成回数

| 不妊検査         | 不妊治療（先進医療）   | 交通費        |
|--------------|--|------------|
| 夫婦1組につき上限5万円 | 1回あたり上限5万円<br>（1回とは、採卵から移植までを1回とカウントします）             | 通院1回につき2千円 |
| 夫婦1組につき1回限り  | 助成回数は、初回治療開始時の妻の年齢が、<br>・40歳未満は6回<br>・40歳以上～43歳未満は3回 | 上限回数はありません |

## 申請の手順

- (1) 申請書や必要書類を確認する（町のHPよりダウンロード可）
- (2) 受診した医療機関に証明書の作成を依頼する
- (3) 申請書、請求書などへ記入する
- (4) セヶ宿町健康福祉課へ申請書類を提出する



※事業の内容や書類の準備につきましてご説明させていただきますので、事前に健康福祉課までご連絡ください。担当者不在の場合は、折り返しご連絡させていただきます。

## 申請書類

| 不妊検査   | 不妊治療（先進医療）   | 交通費                                    |
|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 申請書（様式第1号）<br><input type="checkbox"/> 受診等証明書（様式第2号）<br><input type="checkbox"/> 領収書及び明細書 | <input type="checkbox"/> 申請書（様式第1号）<br><input type="checkbox"/> 受診等証明書（様式第3号）<br><input type="checkbox"/> 領収書及び明細書 | <input type="checkbox"/> 申請書（様式第1号）    |
| ※申請期間は、検査終了日または検査開始日から1年を経過した日のいずれか早い日から1年以内です   | ※申請期間は、検査日から1年以内です   | ※交付決定後、健康福祉課へ、通院から1年以内の領収書と明細書の提出が必要です |

お問い合わせ セヶ宿町健康福祉課 0224-37-2331